

お客さま各位

茨城県信用組合

## インボイス制度開始に伴う当組合の対応について

平素は当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されました。

これに伴い、当組合では適格請求書発行事業者としての登録を完了しております。

適格請求書発行事業者登録番号	T5050005000481
氏名または名称	茨城県信用組合
本店又は主たる事務所の所在地	茨城県水戸市大町2丁目3番12号

お客さまが当組合に対してお支払いいただいた各種手数料に含まれる消費税につきましては、当組合の交付するインボイス（適格請求書）により仕入れ税額控除を受けることができます。

以下、当組合のインボイス制度対応の概要となりますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 営業店窓口等でお支払いいただく手数料

- (1) 営業店窓口等で各種手数料（両替手数料、残高証明書発行手数料など）をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」等を発行いたします。
- (2) 当組合制定の「振込依頼書」につきましては、お客さまにお渡しする複写式の「振込金受取書（兼振込手数料受取書）・預金払戻請求書 預金口座振替による振込受付書（兼振込手数料受取書）」をインボイスとしてご利用いただけます。

#### 2. 口座振替等でお支払いいただく手数料

預金口座から自動振替等の利用によりお支払いいただいている各種手数料（インターネットバンキング振込手数料など）で「領収書」等が発行されないお取引につきましては、インボイスの要件を満たした「通知書」を発行いたします。

「通知書」の発行をご希望されるお客さまは、お取引店にお申込みください。

#### 3. ATMでのお取引について

ATMでのお取引につきましては、発生する手数料が原則として3万円未満のため、「3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等」に該当し、インボイスの交付義務が免除されるため、インボイスは発行いたしません。したがって、ATMから出力される「ご利用明細書」につきまして、インボイス制度に対応した様式改定は実施いたしませんので、ご了承ください。

以上